

# 部活動に係る活動方針

大阪府立住之江支援学校

H31.4.1

## 1. 部活動の目的

- (1) 共通の興味・関心のもとでの集団活動を通じ、協調性や連帯感を育てる。
- (2) 個々の能力を伸ばし、自主性や自発的な態度、習慣を身につける。
- (3) 校内外の活動を通して、社会のルールやマナーを守り行動する力を身につける。

## 2. 運営について

- (1) 年間の指導計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも掲示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動の顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休業日及び活動時間の設定について

- (1) 休業日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休業日とすることを基本とするが練習試合や大会等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日を部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 長期休業中については、生徒が十分に休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に大会や練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

## 4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (3) 生徒の指導に当たっては、個々の生徒の状況に応じて合理的に配慮する。

## 5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度の負担とならないようにする。